平成２８年熊本地震「災害義援金」のご案内

【半壊・大規模半壊・敷地被害で自宅を解体された方へ】

（　平成30年１月４日現在　）

１．配分対象及び配分額

住宅が半壊（大規模半壊を含む）し、又はその住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯（※）は、「全壊」の場合と同額（82万円）が配分されます。

※ 被災者生活再建支援法第２条第２号ロの解体世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）が対象

	配分金額（合計）	要件
① 解体（半壊・大規模半壊）	82万円	（生活再建支援金の「半壊解体世帯」が対象） ※半壊又は大規模半壊として義援金を申請してください。 （申請済みの場合、新たな義援金の申請は不要） ※義援金申請後、先に半壊・大規模半壊世帯として41万円を配分します。その後、「半壊解体世帯」として生活再建支援金（基礎支援金）を受給された後、案内文を送付のうえ受給月の概ね翌々月末頃に差額の41万円を配分します。
② 解体（敷地被害）		（生活再建支援金の「敷地被害解体世帯」が対象） ※「敷地被害解体世帯」として生活再建支援金（基礎支援金）を受給された月の概ね翌々月末頃に82万円を配分します。 ※この場合、「敷地被害解体世帯」として義援金の申請が必要です。（半壊・大規模半壊で解体した場合は、①の解体世帯となります。） ※申請には、印鑑（認印可）が必要となります。

２．お問い合わせ先

〇各区役所　総合相談窓口（地域支え合いセンター内）

[中央区]：096-328-2105

[東区]：096-367-9267　　[西区]：096-329-2829

[南区]：096-357-4757　　[北区]：096-272-1972

注意事項

１．支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。

２．支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。